「郵政政策部会における委員会の設置」の 一部改正について

令和7年7月31日 情報通信審議会事務局

郵政政策部会における委員会の設置の一部改正案 新旧対照条文

〇郵政政策部会における委員会の設置(令和六年六月二十四日情報通信審議会郵政政策部会決定第三号)

(傍線部分は改正部分)

〇郵政政策部会における委員会の設置

情報通信審議会郵政政策部会決定第三号令和六年六月二十四日

置する。本部会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設本部会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設るため、情報通信審議会議事規則第十一条第十二項の規定により、本審議会の所掌事務のうち本部会がつかさどる調査審議を促進す

名称及び所掌

- 郵便局活性化委員会
- 郵便局の利便性向上の在り方に関する事項
- 2 郵便料金政策委員会

郵便料金に係る制度の在り方に関する事項

二組織等

- 員をもって構成する。
 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委
- ける。
 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名
- 代理をおくことができる。
 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査
- 名する。
 名する。
 名する。
 ないのでは、、は、これでは、、これでは、、これでは、、これでは、、これでは、いまでは、いまでは、いまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

関係者の出席等

者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることが1(主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係

できる。

り定めることができる。2~その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮

附則

- 議会郵政政策部会決定第一号)は、廃止する。1(郵便局活性化委員会の設置(平成三十年二月十四日情報通信審
- 報通信審議会郵政政策部会決定第二号)は、廃止する。2 郵便局活性化委員会の設置の一部改正(令和五年二月二十日情